

令和7年第6回加賀市農業委員会定例総会

令和7年6月25日(水)

開会（午後2時4分）	
事務局（中田局長）	<p>これより令和7年 第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p> <p>本日は、農業委員の現委員 14 名全員の出席をいただいております。本日の総会が成立していることをご報告します。推進委員につきましては 13 名のうち 12 名の出席をいただいております。</p> <p>また、本日付議いたしました転用案件等の現地確認調査を、17日に竹野委員、川江委員、事務局職員 2 名の計 4 名で行いましたことをご報告いたします。</p> <p>それでは中村会長、議事進行をお願いいたします。</p>
議長挨拶	
議長（中村会長）	<p>皆さん、こんにちは。（あいさつ等）</p> <p>それでは、令和7年第6回加賀市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。</p>
議事録署名員の指名	
議長（中村会長）	<p>初めに議事録署名員の指名をいたします。</p> <p>6番 南出委員、7番 上木委員を指名します。</p>
議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	<p>それでは議案の審議を行います。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。</p>
事務局（西出）	<p>説明させていただきます。議案第 20 号加賀市</p>

ほか3名から農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、その適否をお諮りします。案件は5件です。

整理番号1番、[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。この農地は譲受人の自宅に隣接しており、現在耕作されていない状態です。今回譲受人の親族が該当農地の一角で自己住宅を建設するため5条申請をしており、それと同時に宅地予定以外の農地を畑として譲受人が購入することになりました。譲受人は畑作を営んでおり、農地取得後は野菜を耕作していく予定です。

整理番号2番と3番です。[]の譲受人が町内の農地を取得するものです。2番、3番それぞれの譲渡人は、現在農業をしておらず市外に住んでいます。現在まで、譲渡人より依頼された譲受人が農地を耕作しています。今回、譲渡人より農地を譲渡したい要望があったため、農地を維持管理していくため譲受人が売買で取得し水稻を耕作していくものです。

整理番号4番です。[]の譲受人が自宅敷地前の農地を取得するものです。当該農地は、現在畑として耕作されている状態ですが、譲渡人が管理できなくなったため譲受人へ譲渡を希望されました。譲受人は畑を営んでいるため、そのまま農地を取得し継続して畑を耕作していく予定です。

整理番号5番です。[]の譲受人が共有農地の持分を取得するものです。この8筆の農地は、昭和56年に親族10人で共有相続したものです。現在は譲受人以外の共有者は市外や県外に在住しており、実際の農地の維持管理は譲受人が1人で行っています。今回、親族内で持分を譲受人へ移転するため3条で申請したものです。持分移転後も

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>譲受人が農地として維持管理していくものです。</p> <p>以上、これら案件は資料2の調査書の通り、農地法第3条第2項各号のいずれの不許可要件にも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>なければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	--

議案第21号 農地転用許可後の事業計画変更申請について

<p>議長（中村会長）</p> <p>竹野委員</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中田局長）</p>	<p>次に、議案 第21号農地転用許可後の事業計画変更申請について、事前に現地確認調査を行っておりますので、竹野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番は、既に自己住宅が建設されている追認案件です。隣地境界には既に擁壁が設置されており、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流しております。周辺の農地に特段影響はないと認めました。申請者からは始末書が提出されています。報告は以上です。</p> <p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>1番は [] 地内にあり、畑、面積250㎡、転用目的は自己住宅建設です。当初の事業者は、駐車場を建設する目的で令和6年4月に5条許可を得ましたが、子供が出来るなど家庭環境が変化し、申請地の横にある現在の住宅</p>
--	---

<p>議長（中村会長） 能登委員 事務局（中田局長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>が手狭になったため、駐車場建設から自己住宅建設に変更するものです。申請地は、第一種中高層住居専用地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>尚、本案件は既に自己住宅が建設されております。申請者本人を呼び直接経緯を確認したところ、農地法の趣旨を正確に理解しておらず、許可書がおりたため問題ないと判断し自己住宅を建設してしまったとのことで、申請者は自身の知識不足が原因で起きた事態を深く受け止め、謝罪しております。このことから県と協議した結果、本行為に悪質性はないと判断し、事業計画変更申請を事後で出す形で処理することになりました。申請者からは始末書が提出されています。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。申請者本人が5条申請をしたのですか。</p> <p>行政書士が申請しました。そして許可書の内容を本人に説明したそうです。今後しっかりと許可書の説明をするよう行政書士に指導しました。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第21号農地転用許可後の事業計画変更申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手多数)</p> <p>賛成多数により、適切と認めます。</p>
<p>議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について</p>	
<p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、議案 第22号 農地法第4条の規定による許可申請について事前に現地確認調査を行っていますので、竹野</p>

竹野委員	<p>委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番は、既に物置及び駐車場となっている追認案件です。物置及び駐車場が既に建設されていきました。雨水は道路側溝に流す計画です。申請者からは始末書が提出されています。周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	<p>1番は [REDACTED] 地内にあり、田、面積 366 m²、転用目的は物置及び駐車場です。この案件は追認案件であり、申請人の亡き父が農地転用を誤認しており、昭和50年頃に物置と駐車場を建設し利用していたもので、相続によって事が発覚し、申請人から今回4条申請がされるものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。申請者からは始末書が提出されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。
	（意見、質問なし）
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。
	<p>議案 第22号 農地法第4条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。
議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について	
議長（中村会長）	次に、議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申

竹野委員	<p>請について、事前に現地確認調査を行っていますので、竹野委員から報告をお願いします。</p> <p>それでは、報告します。</p> <p>整理番号1番の転用目的は自己住宅建設です。隣地境界と隣接の畑は同じ高さであり、隣地境界に沿って水路を設置する計画です。また、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に道路側溝に流す計画です。</p> <p>整理番号2番の転用目的は自己住宅建設です。申請地の両側は住宅が接続しており、隣地境界に沿って擁壁を設置する計画です。また、生活排水は浄化槽で処理し、雨水と共に側溝に流す計画です。</p> <p>整理番号3番は、既に倉庫、駐車場が建設されている追認案件です。隣地境界には既に擁壁が設置されており、倉庫、駐車場の生活排水もなく、雨水は道路側溝に流しております。申請者からは始末書が提出されています。</p> <p>整理番号4番の転用目的は駐車場建設です。隣地境界には畦畔盛土（けいはんもりど）を設置し、それより低い位置に駐車場高さを設定することから、駐車場の砂利が田に流出することはないと考えられます。また、砂利舗装であるため、雨水は地面に浸透させる計画となっております。</p> <p>整理番号5番は、既に路面にアスファルト舗装がされている追認案件です。隣地境界には既に舗装がされており、転用目的が資材置場なので生活排水はありません。また、雨水は道路側溝に流しております。申請者からは始末書が提出されています。</p> <p>以上5件とも、周辺の農地に特段影響はないと認めました。報告は以上です。</p>
議長（中村会長） 事務局（中田局長）	<p>それでは、事務局から説明してください。</p> <p>1番は [REDACTED] 地内にあり、畑、面積 238 m²、転用目的</p>

は自己住宅建設です。譲受人はこれまで県外に住んでいましたが、この春から転勤で県内に異動となったことから、これを機に実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため、許可相当に該当するものと考えます。

2番は [] 地内にあり、畑、2筆合わせて面積 554 m²、転用目的は自己住宅建設です。譲受人はこの度お子様が生まれ、現在のアパートが手狭になったため、実家近くの申請地を購入して自己住宅を建設するものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しているため許可相当に該当するものと考えます。

3番は [] 地内にあり、畑、面積 206 m²、転用目的は賃貸住宅に附随する倉庫及び駐車場です。この案件は追認案件となります。譲渡人が昭和 50 年頃に倉庫を建設してそのまま利用していた案件です。ただ、農地法の認識が全くなかったと言うことで、譲渡人本人より始末書が提出されています。譲受人は [] を営んでおり、隣接する住宅も今回同時に買取り、倉庫、駐車場を合わせた形で賃貸住宅とするものです。申請地は、農地の拡がりか 10ha 未満の農地の一部であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続しており、また無断転用ですが悪質性はないと判断し、許可相当に該当するものと考えております。

4番は [] 地内にあり、田、面積 809 m²、転用目的は駐車場建設です。譲受人は神社を運営しており、これまで境内には数台の駐車場しかなく、お祭りなどの際には参道や周辺道路に路上駐車するなどをして対応しておりました。しかし、周辺住民への影響が大きいことから、このた

<p>議長（中村会長）</p> <p>山崎職務代理 事務局（中田局長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>び神社近くの申請地の寄付を受けて駐車場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>5番は■■■■地内にあり、畑2筆、面積93㎡、転用目的は資材置場建設です。この案件は追認案件となります。譲渡人の夫が昭和35年に申請地を取得しましたが、隣の県営住宅が建設された際に土砂などが入れられ、既に農地として出来る状況ではなかったそうです。その後、雑草がひどいことから平成10年頃にアスファルト舗装にして、そのまま利用していたようです。夫は既に亡くなっており、農地法の認識が全くなかったため、譲渡人の奥様より始末書が提出されています。譲受人は■■■■で■■■■を営んでおり、既存の資材置場が手狭になったため、申請地を購入して資材置場を建設するものです。申請地は、第一種住居地域にあるため第3種農地と判断され、原則許可に該当するものと考えます。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>4番の申請地隣の畑や用水路に影響はないですか。</p> <p>畦畔盛土（けいはんもりど）を設置し申請地側に素掘りの側溝を作るので影響はありません。</p> <p>ほかにありませんか。ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案 第23号 農地法第5条の規定による許可申請について、適切と思われる方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
---	---

議案第 24 号 非農地証明願について

議長（中村会長）	次に、議案 第 24 号 非農地証明願について、事前に現地確認調査を行っていますので、竹野委員から報告をお願いします。
竹野委員	それでは、報告します。 整理番号 1 番は現況が森林化しており、農地の状態ではないと判断しました。報告は以上です。
議長（中村会長）	それでは、事務局から説明してください。
事務局（中田局長）	1 番は [] 地内にあり、畑、1 筆、面積 119 m ² です。この度、申請地の相続にあたって登記を調べたところ、農地であることが判明したものです。現況は森林化しており、農地として復元が著しく困難な状態であるため、非農地証明の発行もやむを得ないと考えます。 説明は以上です。
議長（中村会長）	只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。 (意見、質問なし)
議長（中村会長）	なければ、これより採決に入ります。 議案 第 24 号 非農地証明願について、適切と思われる方は挙手をお願いします。 (挙手全員)
議長（中村会長）	全会一致により、適切と認めます。

議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（中村会長）	それでは、議案第 25 号 農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局から説明してください。
事務局（西出）	議案第 25 号 農地中間管理事業の推進に関する法律により、農用地利用集積等促進計画（案）について意見を求められているので、その適否をお諮りします。

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>整理番号1番、[REDACTED]の田畑12筆、面積21,786㎡、賃貸借による10年間の更新契約です。機構を通して以前から農地を借り受けており、再度10年契約継続して水稻を耕作していくものです。</p> <p>整理番号2番、[REDACTED]の畑2筆 5,337㎡、使用貸借権による10年間の新規契約です。機構を通して農地を借り受け、梨の耕作を行うものです。</p> <p>以上2件、合計14筆 27,123㎡です。意見聴取について審議の程よろしくお願いします。</p> <p>それでは、只今の説明に対してご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ご意見、ご質問等がなければ、これより採決に入ります。議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）について、適切と思われる方は挙手をお願いいたします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>全会一致により、適切と認めます。</p>
<p>報告 第10号 農地貸借の合意解約について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>事務局（中島）</p>	<p>次に、報告第10号 農地貸借の合意解約について、事務局から説明してください。</p> <p>加賀市 [REDACTED] 外1名より賃貸借の合意解約の届出がありましたので報告いたします。今月の届出は2件、地目は田3筆、合計1,539㎡の届け出です。</p> <p>1番は令和3年より10年間の利用権設定ですが、この度、地権者による農地転用申請の為、合意解約書が提出されたものです。</p> <p>2番は平成28年より10年間の利用権設定ですが、こ</p>

<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>の度、耕作者が該当農地を3条申請にて購入する事になり、合意解約書が提出されたものです。</p> <p>以上この件については、解約条件は無く土地の引き渡しについても問題が無く、適当と考えます。説明は以上です。</p> <p>只今の説明に対して、ご意見、ご質問等ありませんか。</p> <p>（意見、質問なし）</p> <p>ほかにありませんか。なければ、終わります。</p>
<p>報告 第 11 号 農地利用最適化活動について</p>	
<p>議長（中村会長）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>次に、報告 第 11 号 農地利用最適化活動について、報告のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（委員 3 名からの報告）</p> <p>その他事務連絡については、事務局から報告してください。</p>
<p>事務連絡</p>	
<p>事務局（宮下）</p> <p>議長（中村会長）</p>	<p>その他資料（資料3）当面の日程のみを説明（活動実績等を報告）</p> <p>ほかに何かありませんか。なければ、以上をもちまして令和 7 年 第回 6 加賀市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>
<p>閉会（午後 3 時 25 分）</p>	